

景観形成基準適合チェックシート

【農住混合景観ゾーン・農山村景観ゾーン・山村景観ゾーン用】※松川渓谷地区、山地高原地区を除く

- 該当地区……【農住混合】高井平坦地区（千本松、新堀、堀之内、荒井原、紫、緑ヶ丘、二ツ石、松南）
 【農山村】高井山麓地区、中山地区（水中、久保、赤和、黒部、駒場、松原、榊形、中原、三郷、なかひら）
 【山村】牧・奥山田地区（牧、福井原、宮関、蕨平、天神原、荻久保）

区分	景観形成基準	チェック項目	チェック	理由等
高さ	・地上2階以下を基本とする。	地上階数について { 2階建て以下……○ 3階建て以上……× (※)	() ※	【3階建て以上としなければならない理由】
形態意匠	・農住混合景観ゾーンでは、周辺の建築物（向こう三軒両隣の意識）及び周囲の山並みと調和のとれた形態とする。	【農住混合景観ゾーン】周囲の建築物とのデザインの比較について { 極端な差異がない……○ 周囲から突出する……× (※)	() ※	【当該デザインとしなければならない理由】
		【農住混合景観ゾーン】主な視点となる道路等からの眺望について { 背景となる周囲の山並みに調和……○ 背景となる周囲の山並みから突出……× (※)	() ※	【当該デザインとしなければならない理由】
	・山村景観ゾーン及び農山村景観ゾーンでは、地域の伝統的な外観イメージを継承した形態、又は前出形態と調和するような木造和風を基本とする。	【山村景観・農山村景観ゾーン】周囲の建築物とのデザインの比較について { 周囲の建築物等と同様又は調和した木造和風……○ 周囲の建築物等と調和しない……× (※)	() ※	【当該デザインとしなければならない理由】
	・勾配屋根を基本とする。	屋根形状について { 勾配屋根……○ 平屋根……× (※)	() ※	【当該形状としなければならない理由】
	・室外の建築設備は、公共空間から目立たないように配慮するとともに、建築本体や周辺景観との調和を十分に考慮する。	室外の建築設備について { 隠蔽または同色系処理……○ 露出・突出……× (※)	() ※	【隠蔽・同色系処理できない理由】
配置	・ゆとりある空間確保のため、道路からはできるだけ後退させるものとする。	建築物の水平投影外周線（建築物の地上に露出する部分の水平投影外周線）と敷地境界線との距離について { 1. 2m以上……○ 1. 2m未満……× (※)	() ※	【距離が確保できない理由】

区 分	景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 項 目	チ ェ ッ ク	理 由 等
色 彩	・ 屋根は低彩度色を用いることを基本とする。	マンセル値（注1）によって表される色相について { 赤 (R)、黄 (Y)、橙 (YR) の色相において彩度4以下、その他の色相において彩度2以下を基調（注2）……○ 上記の範囲外……×（※）	() ※	【当該色彩としなければならない理由】
	・ 建物の外壁等は、周辺の自然環境に馴染む色合いの低彩度色を用いる。	周辺の自然環境に馴染む色合いのうち、マンセル値によって表される色相について { 赤 (R)、黄 (Y)、橙 (YR) の色相において彩度4以下、その他の色相において彩度2以下を基調……○ 上記の範囲外……×（※）	() ※	【当該色彩としなければならない理由】
素 材	・ 反射光のある材料を避け、極力自然な風合いの材料を用いる。	建築材料について { 反射光のある素材の使用を最小限に抑え、周辺景観と馴染む材料を使用している……○ 反射光のある素材や、周辺景観になじまない材料を多く採り入れている……×（※）	() ※	【当該素材を使用しなければならない理由】
敷 地 内 緑 化	・ 道路に面する側は、植栽・花壇を設けるなどの緑化を図り、継続的な管理に努める。	道路との敷地境界部の処理について { 樹木等により緑化……○ 柵、塀等を境界部に設置し、緑化による修景措置なし……×（※）	() ※	【緑化できない理由】
	・ 緑化においては、在来種など地域に根付いた植物を基本とする。	緑化における樹種選択について { 在来種中心……○ 外来種中心……△（※）	() ※	【当該樹種を選択しなければならない理由】

（注1）日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性

（注2）「基調」……外壁面については表面積の5分の4以上、屋根については表面積の10分の9以上に適用